

新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のための施設開放事業の事務 処理手続について（屋外施設用マニュアル）（令和2年8月11日現在）

本マニュアルは、都立学校施設開放事業のうち屋外施設の開放に当たり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防の観点から行う事務処理手続を記載しています。

都立学校開放事業運営の手引（令和2年度版）（以下「手引」という。）に追加して行う事務処理手続を記載していますので、手引も適宜参照して事務処理を行ってください。

記

1 本マニュアルの対象施設

本マニュアルは、学校内の屋外施設（グラウンド、テニスコート、多目的コート、球技コート等。屋外手洗い場及び屋外トイレを含む。）を対象とする。

なお、屋内施設（体育館、武道場、視聴覚室、研修室、音楽室、図書室、和室等）は、本マニュアルの対象外であり、施設開放を再開する際に、別途、定める。

2 感染拡大予防対策の概要

(1) ガイドライン等の遵守及び基本的な感染予防対策の徹底

- ・競技種目ごとのガイドライン等の遵守
- ・マスクの着用
- ・手洗い・手指消毒の励行
- ・ソーシャルディスタンスの確保
- ・その他の感染予防対策

(2) 施設使用者全員の健康状態の確認・学校への報告

- ・体調不良者等の学校敷地内の立入禁止
- ・施設使用者全員の当日の体温、健康状態等の確認・報告
- ・感染者発生時の報告及び調査協力
- ・その他体調管理

(3) 児童生徒や教職員との接触回避等

- ・児童生徒や教職員との接触回避
- ・学校敷地内の通行及び使用範囲の設定

(4) 施設・設備の消毒の徹底等

- ・消毒方法
- ・手洗い場及びトイレの使用
- ・用具の使用
- ・その他の感染予防対策

3 事務処理の流れ

項目	主な事務処理
施設開放事業の企画（3ページ）	①施設開放を行う屋外施設を決定する。 ②開放日時を決定する。
事前準備（3～4ページ）	③以下の資料を準備する。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【説明資料】</p> <p><input type="checkbox"/>新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のためのお願ひ・・・別紙1</p> <p><input type="checkbox"/>開放エリア及び開放施設までの動線に関する説明書面（任意）</p> <p><input type="checkbox"/>消毒箇所及び消毒方法に関する説明書面（任意）</p> <p>【提出資料】</p> <p><input type="checkbox"/>承諾書・・・別紙2</p> <p><input type="checkbox"/>体調管理チェックシート・・・別紙3</p> <p><input type="checkbox"/>実施状況報告書・・・別紙4</p> </div> ④開放校のホームページに感染予防対策を掲載する。
施設開放の実施（4～6ページ）	⑤施設使用前に、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のためのお願ひ」（別紙1）に基づき、使用団体及び管理指導員に対し、遵守事項の周知・確認を行う。使用団体から承諾書（別紙2）を受領する。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【施設使用当日】</p> <p>管理指導員は、施設使用者全員が記入した「体調管理チェックシート」（別紙3）を回収し、施設使用ができるか確認するとともに、ガイドラインの遵守状況や消毒の実施状況の確認を行う。</p> </div> ⑥施設使用后、速やかに（遅くとも3日以内）、施設使用者全員の記入済みの「体調管理チェックシート」（別紙3）及び「実施状況報告書」（別紙4）を管理指導員から受領して、施設使用が適正に行われているか確認する。 ⑦施設使用後に使用団体から感染が判明したとの連絡を受けた場合は、直ちに生涯学習課に報告する。 ⑧管理指導員から提出を受けた資料は、手引141～142ページを参照し、個人情報の取扱い及び文書管理規則に則り適正に管理する。

4 施設開放事業の企画（手引59ページ関連）

(1) 開放施設

ア 開放施設

屋外施設に限る。ただし、校門から開放施設までの移動は屋外のみとし、校舎内に立ち入らないと移動できない施設は、開放しない。

イ 屋外手洗い場及び屋外トイレ

屋外手洗い場及び屋外トイレは、使用団体が施設使用時に手洗いをこまめに行えるよう使用させる。

なお、屋外に手洗いをする場所を確保することができない場合は、感染予防を徹底する観点から施設を開放しない。

屋外手洗い場及び屋外トイレの清掃・消毒は、感染拡大の予防及び原状回復の観点から、使用団体が行うこととし、使用団体が清掃・消毒を行う意思がないことが明らかな場合には、開放施設の使用も含めて承認しない、又は承認を取り消す。

なお、校舎内の手洗い場及び校舎内のトイレは、開放しない。

(2) 開放日時

使用団体と児童生徒の接触機会をできる限り回避する必要があるため、部活動等により屋外で生徒が活動している時間帯には、設定しない。（開放を行う日時の例：児童生徒が授業及び部活動等により登校していない日・時間帯、夜間等）

5 事前準備（手引63～65ページ関連）

(1) 施設使用に関する決まりの作成

ア 事前に準備する書類

開放校において作成している「施設使用に関する決まり」（手引84ページ）に加え、以下の資料を準備する。

【説明資料】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のためのお願い
・・・別紙1

開放エリア及び開放施設までの動線に関する説明書面（任意）

消毒箇所及び消毒方法に関する説明書面（任意）

【提出資料】

承諾書・・・別紙2

体調管理チェックシート・・・別紙3

実施状況報告書・・・別紙4

イ 開放エリア及び開放施設までの動線に関する説明書面

施設・設備の消毒範囲の限定や、使用団体と児童生徒・教職員間での相互の接触を回避する観点から、屋外施設の開放エリア（使用団体の活動範囲）及び校門から開放施設までの動線を図示するなどの説明書面を必要に応じて準備する。

ウ 消毒箇所及び消毒方法に関する説明書面

屋外トイレ、屋外手洗い場、コート等の設備について、複数の使用者が頻繁に触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）を特定して、施設

使用前後に消毒を義務付けることや、消毒箇所や、消毒方法、消毒用具を説明する書面を必要に応じて準備する。

(2) 広報

新型コロナウイルス感染症の拡大予防対策について、必要に応じ、東京都教育委員会ホームページへのリンク先を開放校のホームページに掲載する。

(3) 予算配付

消毒用品の購入等のために予算の追加配付が必要な場合には、生涯学習課に相談する。

6 施設開放の実施（手引65～66ページ関連）

(1) 使用団体の調整・決定

運営委員長は、開放日前日までに、必ず使用団体と連絡を取り、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のためのお願い」（別紙1）に記載した事項を説明し、施設使用の打合せを行う。

施設使用の打合せや手続き時には、3つの密（密閉、密集、密接）の回避を徹底するとともに、手指消毒剤の設置やマスクの着用など、基本的な感染予防対策を講じる。

なお、過去に使用実績があり、適切な施設使用を行っている団体であるなど、感染拡大予防対策を適切に講じることができると見込まれる団体に対しては、電子メールにより資料を送付して、電子メールや電話等で打合せを行うことでも差し支えない。

【使用団体に説明を行う内容】

ア 承諾書の提出について

使用団体に、「施設使用に関する決まり」に加え、感染拡大予防対策に係るチェックリストを記載した「承諾書」（別紙2）を配布し、これらを遵守する場合にのみ施設使用を認めることを説明し、「承諾書」を提出させる。

イ ガイドライン等の遵守について

使用団体に、「競技団体等が定める感染拡大予防に関するガイドラインや留意事項」（別紙1【参考1】）を配布し、一覧に記載されている「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」及び競技種目ごとのガイドラインの定めがある場合には、そのガイドラインを必ず確認し、当日は遵守するよう説明する。

特に、施設使用時における、①マスクの着用（高温や多湿といった環境下では、マスク着用に関する厚生労働省の基準（※1）に従うこと。運動・スポーツを行う場合は、スポーツ庁やスポーツ協会の基準（※2）に従って施設使用者において着用の必要性を判断すること）、②石鹸等によるこまめな手洗い又はアルコール等の消毒液による手指消毒、③使用者同士やその他の人との距離（できるだけ2m以上）の確保（介助者や誘導者の必要な場合を除く。）については、個別に説明する。

※1 厚生労働省の基準

・高温や多湿といった環境下でのマスク着用は、熱中症のリスクが高

くなるおそれがあるので、屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合には、マスクをはずすようにする。マスクを着用する場合には、強い負荷の作業や運動は避け、のどが渇いていなくてもこまめに水分補給を心がける。また、周囲の人との距離を十分にとれる場所で、マスクを一時的にはずして休憩する。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000012143_1_coronanettyuu.html

※2 スポーツ庁やスポーツ協会の基準

- ・運動・スポーツ中のマスクの着用は使用者等の判断によるものとするものの、運動・スポーツを行っていない間、特に会話する時には、マスクの着用を求めること。
- ・マスク（特に外気を取り込みにくいN95などのマスク）を着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることに留意するとともに、適宜周知することに配慮すること、熱放散が妨げられることで熱中症のリスクが高くなること、息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外すことや休憩を取る等、無理をしないことについても周知すること。
- ・社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン
＜スポーツ庁＞

https://www.mext.go.jp/sports/content/20200514-spt_sseisaku01-000007106_1.pdf

- ・スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン
＜公益財団法人日本スポーツ協会＞

<https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid1278.html>

＜公益財団法人日本障がい者スポーツ協会＞

https://www.jsad.or.jp/news/detail/20200529_002159.html

ウ 健康状態の確認について

（ア）体調不良者等の学校敷地内の立入禁止

平熱を超える発熱や風邪の症状など体調がよくない場合など、「承諾書」（別紙2）に記載する所定の事項に該当する場合には、施設使用を見合わせ、学校内に立ち入らないよう説明する。

（イ）施設使用者全員の当日の体温、健康状態等の確認・報告

施設使用当日の体温や健康状態等を確認する「体調管理チェックシート」（別紙3）を施設使用者全員（運動・スポーツを行う使用者に加え、保護者等、開放施設内に立ち入る全ての者。練習試合等を実施する場合は、その相手方も同様）に配布し、記入した用紙は全て管理指導員が回収した上で施設使用ができるかを確認するよう説明する。

（ウ）実績報告書及び体調管理チェックシートの提出

管理指導員は、使用当日提出する管理指導日誌（手引130ページ）に加え、施設使用当日の実施状況を記載した「実施状況報告書」（別紙4）及び

記入済みの「体調管理チェックシート」（別紙3）全員分を施設使用后、速やかに（遅くとも3日以内に）学校に提出するよう説明する。

また、提出いただいた「体調管理チェックシート」（別紙3）の記載内容については、万が一、感染者が判明し、保健所等の公的機関から依頼があった場合は、提供することがある旨、説明する。

(エ) 感染者発生時の報告及び調査協力

使用団体の責任者は、施設使用后2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した者がいる場合は、必ず学校に対して直ちに報告するとともに、感染防止対策の調査等に協力するよう説明する。

エ 児童生徒や教職員との接触回避について

接触者の確認や消毒箇所の特定などの調査により学校運営に影響が生じないよう、施設設備の消毒範囲の限定や、使用団体と児童生徒・教職員と間での相互の接触を回避するため、屋外施設の開放エリア（使用団体の活動範囲）及び使用団体の動線を定めた上で、屋外施設の開放エリア（使用団体の活動範囲）及び動線を使用団体に示し、開放エリア以外は立入を禁止する旨を説明する。

施設使用時に、使用団体と、児童生徒・教職員とが、お互いに接触しないよう説明する（鍵の受渡等やむを得ない場合を除く。）。

オ 施設・設備の消毒について

屋外トイレ、屋外手洗い場、コート等の設備については、複数の使用者が頻繁に触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）を特定して、使用団体に対し、施設使用前後に消毒を義務付けることを説明する。

また、消毒方法や消毒液等の用具については、「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン改訂版」（東京都教育委員会）10～12ページにおいて定める消毒方法と同様の対応となるよう指示する。

なお、手洗い場及びトイレの使用について以下の事項を説明する。

- ・手洗い場及びトイレ用に石鹼（ポンプ型が望ましい。）を持参する。
- ・手洗いは30秒以上などの手洗いのルールを周知する。
- ・手洗い後に手を拭く際は、各自のタオルで拭くよう周知する。
- ・トイレについては、感染リスクが比較的高いと考えられることから、トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう周知する。

カ 用具について

原則として、ボールやラケット等の用具は、持参してもらい、学校では貸し出さないことを説明する。

使用団体内で用具を共用する場合には、「手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にした上で、共用前後に消毒を義務付ける」といった工夫をするなど、消毒の徹底について説明する。

(2) 管理指導員との連絡調整

運営委員長は、開放日前日までに、以下の内容の確認を行う。

ア 使用団体の遵守事項（「新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のためのお願い」（別紙1））の確認及び当日の指導事項の確認

イ 施設使用後の消毒方法や実施箇所、用具の受け渡し方法等の確認

ウ 施設使用後に、管理指導員が学校に提出すべき書類（「体調管理チェックシー

ト」(別紙3)、「実施状況報告書」(別紙4))の確認

(3) 施設使用後の確認

運営委員長は、団体が施設使用した後、管理指導日誌の内容確認に加え、「体調管理チェックシート」(別紙3)、「実施状況報告書」(別紙4)の内容確認を行い、施設使用が適正に行われているか確認する。

(4) 施設使用者から感染者が判明した場合の対応

施設使用後に使用団体から施設使用者の感染が判明した旨の連絡があった場合には、運営委員長は、直ちに学校所在地の保健所に相談するとともに、生涯学習課に報告し、手引53ページを参考に任意の様式を提出すること。

なお、都立学校教育部学校健康推進課へは、生涯学習課より報告を行う。

(5) 個人情報の管理

本マニュアルに基づき使用団体から提出を受けた書類については、手引141ページ及び142ページを参照し、適正に管理する。

なお、本マニュアルに基づく提出書類の保存期間は、1年未満(区分:「施設」、大項目:「学校開放」、小項目:「施設開放」、細項目:「軽易な資料等」とし、少なくとも1月以上保存すること。